【処置】

7 1 1 皮膚科光線療法とタクロリムス水和物 軟膏(プロトピック軟膏等) の併用について

《令和7年10月31日》

〇 取扱い

アトピー性皮膚炎に対して、J054皮膚科光線療法「2」長波紫外線又は中波紫外線療法(概ね290ナノメートル以上315ナノメートル以下のもの)」又は「3」中波紫外線療法(308ナノメートル以上313ナノメートル以下に限定したもの)と併用するタクロリムス水和物 軟膏(プロトピック軟膏等)の算定については、照射部位と塗布の部位が異なる場合は、原則として認められる。

〇 取扱いを作成した根拠等

プロトピック軟膏については、添付文書の禁忌の項に「PUVA療法等の紫外線療法を実施中の患者」と示されているが、アトピー性皮膚炎は症状が多彩であり、それぞれの皮膚所見により治療法を使い分ける。

以上のことから、当該医薬品について、皮膚科光線療法の照射部位と塗布の部位が異なる場合は、原則として認められると判断した。